

相談事例(23)

高齢者の長期契約(新聞購読、金融商品、etc)

高齢者に対する長期契約の相談があります。高齢者が契約時には元気であった場合でも時の経過と共に判断力が衰えたり、心身に不調を訴えて契約の履行の妨げになっている場合があります。高齢者の長期契約について考えたいと思います。

相談事例 1

3年前に訪問されて3年後の新聞購読契約をした。最近その新聞が配達されるが、眼が悪くなり読むことが不自由である。解約したい。(80歳代 男性)

■相談概要

相談者が契約した3年前は83歳でした。一人暮らしで新聞は他社を取っていました。3年後の契約については、特に疑問は感じなかったようです。86歳になり契約した新聞が配達されると、新聞が読みにくいと感しました。読むことが億劫になりほとんど読めない、解約したい、ということです。

販売店に確認したところ、販売店は契約について拡張団に依頼してたり、販売店自身が勧誘することもある。契約時に年齢の確認はしていない、との事です。購読申込みに際して年齢確認はなされていないようです。

相談事例 2

別居の父が高額な外貨投信をしており、元本が半額になっていることがわかった。最近親族が同居することになったが、父は認知症と診断されている。このほかにも多額の金融商品の契約があるらしい。解約するのが良いのか、他の販売店の契約をどうしたら良いか、悩んでいる。(50歳代 女性)

■相談概要

相談者の父は若い頃から投資を行っていたということです。契約者の父は現在82歳です。事の発端は、販売会社から説明に行きたい、という連絡が入り投資額の半額がなくなっていることが判りました。購入していた金融商品は外貨建ての割引債ということです。購入したのは数年前のようですが、この間のお金の動きについては、本人に確認が取れません。償還期実は13年後、ということです。13年後の父が存命かわかりません。又。元気であった

としてもそのお金の合理的な使い道があるのかもわかりません。償還期日まで持っていれば額面どおりのお金が戻るとのことですが、高齢者にこのような長期の契約をさせることに納得がいきません。

■高齢者の長期契約について考える

高齢社会にあって高齢者夫婦のみの世帯、単身独居世帯が増加しています。この2事例はいずれも単身独居の高齢者の契約です。

新聞購読契約については、かねてより問題視されているところです。特定商取引法では、訪問販売における禁止行為として規第7条二で「老人その他の者の判断力の不足に乘じ訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約をさせること」と規定しています。更にその施行については「老人その他の者」について規定し、これらの者に対し通常の判断力があれば締結しないような、当事者にとって利益を害する恐れのある契約の締結」は本号に当たるとしています。勧誘時、あるいは契約締結時に年齢の確認をして欲しいものです。男性の平気余命から考えても86歳から1年の契約は問題ではないでしょうか。

事例2の場合、契約者である父は、新聞広告の高配当を見て自ら証券会社に出向いて契約をしていました。販売店は金融商品取引法による届出をしている事業者です。外国の割引債の場合、さまざまなリスクがあります。高齢者にとって適切な金融商品と言えるのか疑問が残ります。

リスク①「為替リスク」

例えば、日本の国債の場合、金利（クーポン）の支払いや満期時の償還は「円」で行われますので、満期保有のリスクは「信用リスク（日本国が破綻するリスク）」だけです。為替レートの状態によっては、発行体の信用リスク以外にも為替の差損（差益）が生じるリスクがあります。為替レートが投資家に対して有利な方向に動けば、差益が生じるわけでメリットでもあります。

リスク②政治的なリスク

高金利通貨と呼ばれている特に、マイナー通貨の場合政治的なリスクが大きく場合によっては価値が大きく減少するリスクがあります。そうしたリスクはかなり大きいものとしてしっかりと理解したうえで投資をする必要があります。

リスク③市場金利水準の変化

一般的に、金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇します。償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となります。

で、売却損が生じる場合があります。

リスク④市場環境の変化

流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。

【その他の注意点】

外貨建て債券の取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。

外貨建て債券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

譲渡の制限があります

振替債（我が国の振替制度に基づいて管理されるペーパーレス化された債券をいいます）である外貨建て債券は、その償還日または利子支払日の前営業日を受渡日とする取引はできません。注文された取引が成立した場合には、取引報告書が渡されます（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。しっかり確認して、不明な点はすぐ販売店に問い合わせをしましょう。

事例のように高齢の消費者が自ら出向いて申し込みをしたとしても、①契約期間が長期にわたる場合、②契約者が高齢者の場合には、事業者側に一定の配慮が必要な時代ではないでしょうか。とりわけ、金融商品に対しては、売り手注意、適合性の原則を徹底してほしものです。

高齢者の場合、約期間が長期にわたる場合は事例のよういつ体調が悪化するかもしれない危険があります。体調が悪くなる、判断能力が低下してくるなど契約に対して十分な意思表示ができなくなるおそれもあります。成年後見制度の活用も考慮しながら、高齢者の契約被害を防止する法整備が求められます。

割引債とは

債券の種類の一つです。割引債は額面100円の債券が発行時点では90円で発行されるというものです。満期日には当然額面である100円で償還されますので、割引債に投資をした投資家は額面と割引価格の差額である10円を収益として得ることができます。その代わり通常利付債にはある期中の利息（クーポン）はありません。

外貨建て債券とは

外貨建て債券は、発行体（債券の発行者）が外国通貨ベースで募集している債券を指します。日本国内で販売されることが多い外貨建て債券は「米ドル」「ユーロ（欧州通貨）」などが中心です。さらに、メジャー通貨ではない外国の通貨なども一部の証券会社や銀行などで債券として販売されていることがあります。外貨建て債券は通常、それぞれの通貨における市場金利をもとにそのときのクーポン（利率）が決まります。

（以上）